

○多治見市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則

昭和49年 8 月20日規則第30号

改正

平成15年12月22日規則第89号

平成27年11月30日規則第56号

令和 3 年 2 月16日規則第 7 号

多治見市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、多治見市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（昭和47年条例第12号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第 2 条 条例第 2 条から第 5 条まで又は第 9 条の規定により駐車施設を附置若しくは設置又は変更しようとする者は、駐車施設設置（変更）届出書（別記第 1 号様式）の正本及び副本に、それぞれ別表に掲げる図面を添付して市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の届出をする者（以下「届出者」という。）で、条例第 9 条の規定により駐車施設を借地等により設置又は変更しようとするものは、借地等の契約書の写しを前項の届出書（以下「届出書」という。）に添付しなければならない。

3 市長は、届出書を受領したときは、受領通知書（別記第 1 号の 2 様式）に当該届出書の副本を添えて、届出者に通知するものとする。

(工事完了届)

第 3 条 前条の規定により届け出た者は、工事完了後速やかに工事完了届（別記第 2 号様式）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

(駐車施設の区画)

第 4 条 駐車施設は、駐車のに供する部分及び車路を明確に区分するとともに、駐車のに供する部分を 1 台ごとに区分しなければならない。

(駐車施設の標示)

第 5 条 条例第 9 条の規定により設置された駐車施設には、その設置者名、位置及び規模を明示した標識を設けなければならない。

(措置命令書)

第 6 条 条例第11条の規定による措置命令書は別記第 3 号様式とする。

(身分証明書)

第 7 条 条例第12条第 2 項の規定による職員の身分を示す証明書は、別記第 4 号様式による。

附 則

この規則は、昭和49年 8 月20日から施行する。

附 則（平成15年12月22日規則第89号）

この規則は、多治見市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例（平成15年条例第45号）の施行の日（平成16年 6 月22日）から施行する。

附 則（平成27年11月30日規則第56号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月16日規則第 7 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

図面の種類		明示すべき事項
駐 車 施 設	附近見取図	方位、道路、目標となる地物及び位置並びに条例第9条の建築物との距離
	配置図	縮尺、方位、位置、規模、駐車施設内外の自動車の通路及び幅員並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取及び規模並びに駐車施設内外の自動車の通路及び幅員
建 築 物	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取及び各室の用途

別記

第1号様式（第2条関係）

第1号の2様式（第2条関係）

第2号様式（第3条関係）

第3号様式（第6条関係）

第4号様式（第7条関係）